

事務連絡  
令和5年3月31日

各都道府県  
建築行政主務部局 御中

国土交通省住宅局  
参事官（建築企画担当）付

### 新技術・新材料、海外規格品鋼材の建築基準法における取扱いについて

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

新技術・新材料や海外規格品鋼材における建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第37条等の取扱いに関して、下記のとおり、考え方を整理していますので、制度の運用にあたり参考にしてください。

貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

### 記

#### 1. 建設用3Dプリンタにおいて用いられるモルタルの取扱い

近年、海外において建築・土木工事への建設用3Dプリンタの導入実績が増加しており、国内においても土木工事を中心に導入実績が増加しているところです。

3Dプリンタで用いられるモルタルについては、法第37条の規定に基づき国土交通大臣が定める指定建築材料には該当せず、また、建築基準法上の強度等が定められていないため、構造耐力上主要な部分等にモルタルを用いる場合は、法第20条の規定に基づく大臣認定を取得することが必要となります。

モルタルを用いる部位・用途に応じて以下のような取扱いが考えられますので、制度の運用にあたり参考にしてください。

- ① 3Dプリンタによりモルタルを用いて壁等を造形し、当該壁等を非構造部材として使用する場合は、外装材等として取り扱うことができること。

② 3Dプリンタによりモルタルを用いて型枠を造形し、当該型枠を存置して非構造部材として使用する場合において、当該型枠内部に鉄筋を配してコンクリートを充填することで、鉄筋コンクリート造の建築物として取り扱うことができること。

なお、当該型枠の内部にモルタルを充填して構造部材として使用する場合は、特殊な建築材料を用いるものとして法第20条の規定に基づく大臣認定が必要となること。

③ 3Dプリンタによりモルタルを用いて型枠を造形し、当該型枠を構造部材の一部として使用する場合は、型枠の内部に充填する建築材料に関わらず、特殊な建築材料を用いるものとして法第20条の規定に基づく大臣認定が必要となること。

## 2. 環境配慮型コンクリートなど JIS マークが付されていないコンクリートの取扱い

日本産業規格（以下「JIS」という。）のマークが付されていないコンクリートを使用する場合において、品質管理が適切に行われたもので客観的な試験成績書や受入れ検査記録等により、当該コンクリートの規格が平成12年建設省告示第1446号別表第一に規定する JIS への適合性を確認できるものについては、法第37条第1号に該当するものとして取り扱って差し支えありません。

具体的には、以下のような取扱いが考えられますので、制度の運用にあたり参考にしてください。

### <環境配慮型コンクリートの JIS 適合確認（参考例：普通ポルトランドセメント（N）と高炉セメント B 種（BB）を混ぜた高炉セメント A 種（BA）>

JIS A5308 への適合確認を行う際の品質項目とその検査方法等は、原則として、JIS Q1001 及び JIS Q1011 の認証指針によることとなります。

JIS Q1011 に基づく適合性の審査において、当該 JIS 表 A.3 の注 (3) の管理項目の注意書き 1) 「同一のバッチに異なる製造業者又は種類のセメントを用いて練り混ぜてはならない。」に適合しない場合については、以下①から③までの確認を追加で行うことにより JIS A5308 への適合確認を行うこととします。

- ① 当該コンクリートの性能が「JIS マーク表示製品」と同等以上であることが明らかであること。（信頼できる第三者機関の「性能証明」等によることが考えられる。）
- ② 混合したセメントが JIS A5308 で引用されているセメントの JIS 規格（JIS R5211 等）に適合していることが明らかであること。（信頼できる第三者機関のセメントの試験成績表によることが考えられる。）
- ③ その他 JIS A5308 への適合性に疑義がないこと。（JIS A5308 と当該コンクリートの対比表等を用いて適合性に疑義がないことを確認することが考えられる。）

### 3. 海外規格に適合する鋼材のうち JIS に適合することへの確認

中国国家標準規格（GB規格）等の海外規格に適合する鋼材のうち、品質管理が適切に行われたもので規格品証明書（いわゆるミルシート）等により、当該鋼材の規格が平成12年建設省告示第1446号別表第一に規定するJISへの適合性を確認できるものについては、法第37条第1号に該当するものとして取り扱って差し支えありません。

JIS への適合性確認にあたり、「コンテナを利用した倉庫の主要構造部等に使用する海外規格材の日本工業規格適合確認ガイドライン」（一般社団法人日本セルフストレージ協会）等（※）は、使用材料の品質確認の流れや、ミルシートの見方等を確認する観点から参考となるものですので、制度の運用にあたり参考にしてください。

※なお、これまでに、以下のガイドラインを周知しているところ。

- ・令和元年6月28日付け事務連絡「コンテナを利用した倉庫に使用する海外規格品鋼材の取扱いについて」（国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室）において、「コンテナを利用した倉庫の主要構造部等に使用する海外規格材の日本工業規格適合確認ガイドライン」を周知（GB規格）。
- ・平成28年8月30日付け事務連絡「アスレチック施設に使用する海外規格品鋼材の取扱いについて」（国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長）において、「海外規格材の日本工業規格適合確認ガイドライン」を周知（欧州規格（EN規格））
- ・平成25年3月29日付け事務連絡「風力発電設備に使用する海外規格品鋼材の取扱いについて」（国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長）において、「海外規格材の日本工業規格適合確認ガイドライン」を周知（EN規格、米国試験材料協会規格（ASTM規格））。